

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、全国酪農業協同組合連合会分析センター（以下、「当センター」といいます。）が提供する飼料分析（以下、「飼料分析」といいます。）の利用条件を定めるものです。ご利用の皆さま（以下、「お客様」といいます。）には、本規約に従って、当センターの飼料分析をご利用いただきます。

第1条（飼料分析の利用条件）

当センターの飼料分析を申し込むお客様は、利用に当たって、本規約をよく読み、理解し、同意した上で申込みを行うものとします。また、お客様は、当センターの飼料分析に申込みをした時点で本規約に同意したものとみなされます。

第2条（適用範囲）

本規約は、当センターが日本国内において実施する飼料分析について適用します。当センターが外部分析機関において実施する飼料分析について適用される利用条件は、別途「外注分析利用規約」に定められます。

第3条（飼料分析の申込み）

- お客様は、飼料分析を希望するサンプル（以下、「サンプル」といいます。）に所定の飼料分析申込書を添付して申し込むものとし、当センターは、お客様の申込み内容を確認の上、これを受け付けます。
- サンプルは、お客様から無償で提供いただくものとし、当センターまでのサンプル送付に係る費用はお客様又は当該サンプルの送付者様が負担するものとします。なお、常温配送で変敗するおそれのあるサンプルは、お客様又は当該サンプルの送付者様の責任で冷蔵便又は冷凍便でお送りください。
- お客様から当センターにご送付いただいたサンプルは、原則として返却いたしません。分析終了後に乾燥・粉碎済のサンプルの返却を希望される場合は、その旨をあらかじめ飼料分析申込書にご記入ください。この場合、サンプルの返却に要する全ての費用はお客様又は当該サンプルのお受取人様のご負担とさせていただきます。なお、乾燥粉碎前の状態でのサンプルの返却はいたしかねますのでご了承ください。
- お客様が当センターに送付するサンプルの量は、1検体につき所定の制限重量を超えないものとします。制限重量を超過したサンプルを送付された場合は、別途縮分手数料又は処分手数料若しくはその両方を申し受けれます。
- 飼料分析にはNIR分析セットと化学分析セットがあり、セットを申し込まずオプション分析のみでもご利用いただけます。なお、お客様がNIR分析セットを申し込んだのちNIR分析適用不可能と判明したサンプルは、お客様の申出により化学分析に変更することができ、また、分析の全部又は一部をキャンセルすることも可能です。ただし、依頼内容の変更又は中止については第7条（依頼の内容変更・中止）に則り、各種手数料や追加料金を申し受けれます。
- 各種分析の適用の可否については、お客様が事前に当センターウェブサイトに掲載の別紙「DairyOne NIR 分析可能な草種と項目」一覧をご覧になるか、又は当センターに問い合わせ確認するものとします。
- 次の各号のいずれかに該当するサンプルは、分析項目にかかわらず、お申込みいただけません。
 - ①貯穀害虫や衛生害虫、カビや酵母コロニーが発生しているサンプル

- ②家畜伝染病や人畜共通伝染病の病原体に汚染されたサンプル
- ③家畜伝染病発生による移動禁止地域や通行の制限又は遮断が実施されている地域及びその周辺地域からのサンプル
- ④国際獣疫事務局（WOAH）による口蹄疫（FMD）清浄地域のステータスを持たない地域又は悪性の家畜伝染病の発生地域からのサンプル
※口蹄疫のWOAHステータス認定状況については下記リンク先よりご確認ください。

【農林水産省口蹄疫に関する情報】

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/

- ⑤輸入前サンプル品など日本国内未流通ロットのサンプル
- ⑥土砂や石、金属片など、飼料以外の異物が混入しており粉碎業務等に支障をきたすサンプル
- ⑦B飼料又は動物由来たん白質等を含むサンプルや生体内に留置又は通過したサンプル
- ⑧その他、当センターが危険を有すると判断したサンプル

8. サンプルが前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当センターは飼料分析を中止し、かつ、当該サンプルを任意に廃棄し又はお客様に返却することができるものとします。なお、サンプルの返却又は廃棄に要する費用はお客様又は当該サンプルのお受取人様のご負担とさせていただきます。また、飼料分析の中止によりお客様に生じた損害について、当センターは一切の責任を負わないものとします。
9. サンプルが第7項各号のいずれかに該当することが判明した時点で当センターがサンプルの乾燥又は粉碎作業に着手していた場合は当該サンプルの分析料金の50%、分析に着手していた場合は分析料金の100%を申し受けれます。
10. 第7項に該当するサンプルに起因する損害を当センターが被った場合、当センターはお客様に損害賠償を請求することができるものとします。

第4条（分析内容及び項目について）

1. NIR分析セット

- ①NIR分析について
NIR分析は、「Dairy One」社が提供する検量線（キャリブレーション）を使用します。サンプル現物の状態を判断して使用する検量線を選択しますので、お客様が飼料分析申込書にご記入いただいたサンプルの分類と異なる場合があります。NIR分析は、サンプル固有の近赤外線スペクトルから推定式を用いて成分を求める分析方法ですので、化学分析により求めた成分値と一致しない場合があります。また、草種により提供できる分析項目に差があります。詳細については別紙「DairyOne NIR 分析可能な草種と項目」一覧にてご確認ください。なお、人為的により分けられたサンプルや栽培試験サンプルなどには、NIR分析を適用できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ②ミネラル分析について
NIR分析セットには、ミネラル分析をXRF（蛍光X線）法での測定結果に置き換えるものと、NIRで推定した分析値をそのまま使うものの2種類があり、後者を「NIR Light」と呼びます。「NIR Light」には、ミネラル分析値が提供できないものがあります。詳細については別紙「DairyOne NIR 分析可能な草種と項目」一覧にてご確認ください。

2. 化学分析セット及びオプション項目
当センターが実施するオプション分析は、別途配布する分析料金表記載の方法で測定します。

第5条（飼料分析料金及び各種手数料）

1. 飼料分析料金及び各種手数料は、当センターの定めによります。別途配布する分析料金表をご確認ください。
2. 分析料金は、次のいずれかの方法で、原則として受付後にお支払いいただきます。なお、公的機関のお客様及び分析業務委託契約を当センターとの間で締結済みのお客様につきましては、原則毎月25日締切翌月末日支払いの掛け払いをご利用いただけます。

- ①オンライン決済サービス「PayPal」によるお支払い
PayPal Holdings Inc.（以下、「ペイパル社」といいます。）が提供する決済サービス（以下、「PayPal」といいます。）をご利用いただけます。アカウント登録なしでクレジットカードでの決済が可能です。ペイパルアカウント登録後に口座振替設定がお済みのお客様は銀行口座からお支払いいただくこともできます。ペイパル社のサービス詳細については下記リンク先よりご確認ください。

【PayPal】

<https://www.paypal.com/jp/webapps/mpp/lp/about-paypal>

- ②常陽銀行口座への直接振込によるお支払い
当センター常陽銀行口座への直接振込に係る手数料は、お振込人様のご負担とさせていただきます。

3. 飼料分析料金の請求書は、次のいずれかの方法で送信されます。お客様又は請求書のお受取人様は、当センター又はペイパル社からの電子メールを受け取ることができるようにしておく必要があります。

- ①PayPalによるお支払いをご希望の場合
ペイパル社より請求書のリンクが記載されたメールが送信されます。

- ②常陽銀行口座への直接振込によるお支払いをご希望の場合
当センターよりPDF請求書をメールでお送りします。郵送を必要とされる場合は「書類郵送手数料」を、当センター指定様式以外での請求書の作成を必要とされる場合又は請求書発行後のお客様都合による変更の場合には「特別書類発行手数料」を申し受けます。

4. 飼料分析料金は、予告なく改定される場合があります。

第6条（飼料分析結果の報告）

1. 分析結果は、飼料分析料金のお支払いを確認した後、飼料分析申込書に記載された電子メールアドレス宛に電子データを添付して報告いたします。なお、多検体でのお申込みなどデータ容量が大きくなる場合、全国酪農業協同組合連合会（以下、「弊会」といいます。）指定のアップローダー「DirectCloud-BOX」を利用して報告いたします。
2. NIR分析結果の報告期限は、原則として、サンプル受付後15営業日、化学分析及びオプション分析の報告期限は、原則として、サンプル受付後30営業日としております。ただし、飼料分析が集中する時期においては更に日数を要する場合があります。
3. 前項にかかわらず、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病の蔓延その他当センターの責に帰さない不可抗力の事由が発生した場合には、結果報告に日数を要する場合があります。

4. 飼料分析結果の報告様式は、当センターの定める様式とします。なお、当センター指定様式以外での報告書の作成を必要とされる場合又は報告書発行後のお客様都合による変更の場合には「特別書類発行手数料」を申し受けます。

第7条（飼料分析の内容変更・中止）

1. 飼料分析受付後に、飼料分析の内容変更又は中止をご希望のお客様は、お電話にて当センターにご連絡ください。飼料分析の中止をご希望の場合、お電話をいただいた時点で、サンプルの乾燥又は粉碎作業に着手している場合は当該サンプルの分析料金の50%、分析に着手している場合は分析料金の100%を申し受けます。また同様に、変更に伴いお電話をいただいた時点で既に着手していた分析が中断される項目がある場合にも、中断された分析項目の料金の100%を申し受けます。
2. お客様の都合による飼料分析内容の変更により追加料金が発生した場合には、別途追加料金をお支払いいただきます。
3. お客様の都合による飼料分析内容の変更又は中止に伴い返金が必要となった場合、振込手数料など返金に要する費用は全てお客様又はお受取人様のご負担とさせていただきます。
4. お客様の都合による飼料分析内容の変更又は中止に伴いサンプルの返却が必要な場合、返却に要する費用はお客様又はお受取人様のご負担とさせていただきます。
5. お客様の都合による飼料分析内容の変更又は中止に伴い当センターにてサンプルを廃棄する場合、廃棄費用を申し受けることがあります。

第8条（飼料分析データの取扱）

当センターは、お客様からご依頼いただきました飼料分析のデータを、特定のお客様を識別できないように加工した上で、各種統計等に使用することがあります。

第9条（分析終了後のサンプルの保管）

分析終了後の乾燥・粉碎済のサンプルは、受付時に返却のご希望がない限り、結果報告日より約4週間後に廃棄いたします。また、受付時の状態でのサンプルの保管はいたしかねますので、ご了承ください。

第10条（個人情報の利用目的）

当センターは、お客様から取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に規定する「個人情報」を指します。）について、個人情報の保護に関する法律及び同法のガイドラインを遵守して適正かつ安全に取り扱うものとし、弊会プライバシーポリシーに従い、飼料分析に関わる受付・分析・結果の取りまとめ・結果の報告・連絡・調整並びに当センター及び弊会が実施する各種情報の提供や他の業務のご案内に限り利用するものとします。

第11条（飼料分析結果の利用）

1. 飼料分析結果報告書に記載された分析データを商品、ラベル、チラシ、出版物、学術文書等に、弊会又は当センター若しくは「Dairy One」社の名称のいずれか一以上を用いて掲載する場合は、あらかじめ当センター長による文書での許諾が必要です。なお、お客様又はお客様から分析データの提供を受けた第三者の作成した掲載物に起因する紛議又は経済的負担に関して、弊会及び当センター並びに「Dairy One」社のいずれも一切の責任を負いません。
2. 当センター長による許諾のないお客様又はお客様から分析データの提供を受けた第三者が作成した掲載物により、弊会又は当センター若しくは「Dairy One」社の名誉、信用が毀損されるなど法益が侵害された場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置を講じます。

第12条（免責事項）

1. 飼料分析結果報告書に記載された分析値に起因する紛議又は経済的負担に関して、弊会及び当センター並びに「Dairy One」社のいずれも一切の責任を負いません。
2. 当センターの過失によりお客様に分析結果を提供できない場合は、その分析料金相当額の範囲内において賠償の責任を負うものとします。
3. 天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病の蔓延その他当センターの責に帰さない不可抗力の事由により、お客様に分析結果を提供できない場合には、当センターは免責されるものとします。

第13条（損害賠償）

本規約各条項に定める他、お客様が本規約の定め違反し又はその責に帰すべき事由により弊会又は当センター若しくは「Dairy One」社に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び弊会は、自己又は自己の役員若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを、それぞれ相手方に対して表明し保証するものとします。
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び弊会は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. お客様及び弊会は、相手方が第1条のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事由がある場合には、当該違反の有無について相手方の調査を行うことができるものとし、相手方はこれに協力するものとします。また、お客様又は弊会は、自らが第1条のいずれか一にでも違反し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
4. お客様及び弊会は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合には、通知又は催告その他一切の手續を要せず直ちに本規約に基づく取引の全部又は一部を解除することができるものとします。

5. 前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、解除した当事者は一切の義務及び責任を負わないものとします。
6. 前々項に基づく解除により解除した当事者が被った損害につき、解除した当事者は解除された当事者にその賠償を請求することができるものとします。

第15条（利用規約の変更）

当センターは、必要と判断した場合には、予告なく本規約を変更することができるものとします。

第16条（その他）

本規約に関して疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項が発生した場合、お客様及び当センターは誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。